

千葉さんは佐藤さんの自宅を訪問しました。

千葉さん：生活はどうですか。

佐藤さん：お母さんのことは心配ですが、ヘルパーさんに手伝ってもらい、頑張っています。この間は目玉焼きを自分で作りました。自分で好きな物が作れると楽しいですね。洗濯機の使い方も教えてもらいました。父は頼りになりませんよ。

千葉さん：いきいきホームはいかがですか。

佐藤さん：とても感じのよいところです。今は花や野菜の栽培と販売、カラオケやゲームなどもしています。学校の時の友達もいるので毎日行くのが楽しいです。良いところを紹介してくれてありがとうございます。

千葉さん：それはよかったですね。

サービス等利用計画書(1)

<input type="radio"/> 初回	<input checked="" type="radio"/> 継続
--------------------------	-------------------------------------

利用者名： 佐藤 誠 性別 男 生年月日 平成 8 年 6 月 17 日 27 歳 住所 希望ヶ丘市桔梗の郷 2-1-4

指定相談支援事業者名・所在地及び計画作成者ほのぼの相談支援事業所 希望ヶ丘市高野 5 8 3 番地 千葉 幸子 **千葉**

初回サービス利用計画作成日 令和 5 年 6 月 28 日 サービス利用計画変更日 平成 年 月 日

受給者証の有無、有効期間及び番号： 有 無 令和 6 年 6 月 30 日 NO. 上限度額： 0 円

障害支援区分	非該当	1	2	3	4	5	6	未認定
					○			

利用者および家族の希望
 本人：週に2回のんびり入浴したい。おいしい自分好みの食事が食べたい。今の生活を続けていきたい。
 家族（母）：自分は入院となってしまったが、誠のことが心配。父は家事ができないので、ヘルパーを活用してなんとか誠が自宅での生活を続けられるようお願いしたい。

相談支援専門員の支援方針
 本人の希望を尊重し、いろいろなサービスを利用しながら現在の生活を維持していく。
 家族（母）の行っていた家事をヘルパーを活用しながら支援していく。

長期目標（1年）
 在宅の生活を安定させ、将来に事を考えて生活目標を持つことが出来るようにする。

短期目標（3月）
 母が行っていた家事をヘルパーを使う事により支援し、生活の安定を図る。
 通所のサービスを利用することで、生活の活性化を図っていく。

(番号:)

サービス等利用計画書(2)

別紙様式4

ニーズの優先順位	生活全般の解決すべき課題 (ニーズ)	援助目標 (目標を達成すべき時期を明記する 必要のあるものは時期を記入)	援助内容 (提供期間を明記する必要があるものは 「頻度」欄に記入)		費用 (円/月)		
			サービス内容	サービス種別 (事業者等)	頻度	サービス費用 (全額)	自己負担
					単位	回数	合計
1	清潔を保ちたい	入浴を通じて清潔保持ができる。	ヘルパーによる入浴介助 (1回1時間)	居宅介護 (身体介護) ハッピー		週2回	393 9 35,370 3,537
2	おいしい食事が食べたい。	バランスを考えた美味しい食事を提供できる。	ヘルパーの調理による昼食の提供 (1回1時間)	居宅介護 (家事援助) ハッピー		週4回	191 18 34,380 3,438
3	買物に行きたい	外出をし、気分転換を図ることができきる。	買い物の同行 (1回1.5時間)	移動支援 社会福祉協議会		月4回	268 4 10,720 1,072
4	働きたい	規則正しい生活を送ることができきる。	プログラムの提供	生活介護 いきいきホーム		週3回	687 14 96,180 9,618
5	相談にのってほしい	不安を解消することができる。	相談・サービス等利用計画の作成・担当者会議の開催・連絡調整など	計画相談 ラッキー		随時	1458 1 14,580 0
サービス利用計画 (モニタリング) の有効期限 令和 4 年 6 月 30日まで			サービス費合計	191,230	自己負担額	(17,665) → 0	
備考			本人または代理人の同意				
生活介護の事業所では昼食代として1日400円が必要である。 各事業所のサービス利用料金は基本料金だけで、事業所によりこのほかに各種の加算が算定される場合がある。 ※週間ケア計画を必要に応じて添付			日付	令和 5 年 6 月 29 日	署名	■本人 □代理人	佐藤 誠

(講義の狙い)

- ①障害者の権利を守るためのさまざまな法律について学び、障害者の権利擁護や虐待防止・本人主体の支援の在り方について理解する。
- ②障害者差別解消法における「合理的配慮」の考え方を理解し、具体的な配慮について考える。
- ③障害者虐待防止法における「各種の虐待」の背景を理解し、その防止に果たす相談支援従事者の役割について考える。

初めに

障害者は障害者である前に私たちと同じ普通の市民である。にもかかわらず、一般の人々とは異なる生活様式を余儀なくされたり、多くの偏見や差別の中におかれている。国民すべてに与えられている権利を行使できないばかりか、自らを守る術を知らない人たちも多い。

障害者に対する差別や虐待の背景には人々の誤った障害認識と、障害者自身の主体性の未確立がある。障害者に対する自立支援の基本は障害者自身の主体性(自己選択と自己決定)の尊重である。障害者の望む暮らしの実現を支援する相談支援従事者の役割は、一般市民に対する障害者理解の啓発と障害者自身のエンパワーメントとの双方に向けられなければならない。

1 障害者の権利擁護

(1)「障害」とは何か

- 障害とは：誰もが持ちうる属性の一つ
- 何ゆえ障害のある人にとって社会は生活しづらいのか：障害とは異なる属性を有する多数派が築いた社会環境と、少数派である障害という属性を有する人たちとの間の不調和（社会的障壁）が要因
- どうしたら社会的障壁を改善できるのか：障害のある人とない人との互いの歩み寄りの努力の他に、それを後押しする法・制度と障害のある人の権利擁護が重要
- 何ゆえ障害のある人に対する偏見や差別が起こるのか：周囲の人々が障害という属性を知らないことが最も大きな要因
- 誰もが望む共生社会を実現するには：少数派の人たち(障害のある人など)の社会貢献活動に期待

(2)障害があるがゆえに考慮すべき権利とは

障害者が地域で自立した生活を営むための基本的権利として、障害者制度改革推進会議の総合福祉部会から提出された「障害者総合福祉法の骨格に関する提言」では、次のような権利保障を掲げている。

- 障害ゆえに命の危険にさらされないための支援を受ける権利
- 必要とする支援を受けながら障害者が意思(自己)決定を行う権利
- 障害者が自らの意思に基づいてどこで誰と住むか、どのように暮らしていくか、特定の様式での生活を強制されないための支援を受ける権利
- 障害者が自ら選択する言語およびコミュニケーション手段を使用して、市民として平等に生活を営むための情報保障・コミュニケーション支援を受ける権利
- 障害者が自らの意思で移動するための外出介助等の支援を受ける権利
- 障害者の個別の事情に最もふさわしい内容でこれらの支援を受ける権利

(3)障害者の権利擁護とは

平田厚弁護士はその著書「これからの権利擁護」の中で、「権利擁護とは自己決定権の尊重という理念の下に、本人の法的諸権利につき、本人の意志あるいは意向に則して、過不足なく本人を支援すること」と定義し、その要素として、自己決定のための条件整備、自己決定過程の支援、自己決定された権利の主張の支援(代弁)、主張された権利の実現の支援(権利回復支援、権利獲得支援)の四つの次元を上げている。

2 障害者の権利等に関する各種の法・制度

(1) 障害のある人の権利に関する条約(障害者権利条約)の概要

2006年12月、国連は障害者権利条約を採択、我が国はその批准に向けて国内法の整備を進めてきた。障害者虐待防止法や障害者差別解消法の制定などを経て、2014年1月、世界141番目の国として条約を批准、翌2月に発効したところである。

この条約は、前文において「世界における自由、正義および平和の基礎をなすものとして、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳および価値並びに平等の且つ奪いえない権利」を認め、その実現のために締約国が講ずべき障害者に対するあらゆる差別の撤廃や具体的措置を規定している。

① 目的(第1条)

障害のあるすべての人によるすべての人権および基本的自由の完全且つ平等な共有を促進し、保護しおよび確保すること、並びに障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

② 定義(第2条)

- 「コミュニケーション」とは：筆記、音声装置、平易な言葉、口頭・朗読その他の拡大・代替コミュニケーションの形態、手段および様式と共に、言語、文字表示、点字、触覚伝達、拡大文字およびアクセシブルなマルチメディア等をいう。
- 「言語」とは：音声言語、手話および他の形態の非音声言語等をいう。
- 「障害に基づく差別」とは：障害に基づくあらゆる区別、排除または制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、他の者との平等を基礎としてすべての人権および基本的自由を認識し、共有しまたは行使することを害しまたは無効にする目的または効果を有するものをいう。(障害に基づく差別には、合理的配慮を行わないことを含むあらゆる形態の差別を含む)
- 「合理的配慮」とは：障害のある人が他の者との平等を基礎としてすべての人権および基本的自由を共有しまたは行使することを確保するための必要且つ適切な変更および調整であって、特定の場合に必要とされるものであり、且つ、不釣り合いなまたは過重な負担を課さないものをいう。
- 「ユニバーサルデザイン」とは：調整または特別な設計を必要とすることなく、可能な最大限の範囲内で、すべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の範囲の障害のある人向けの機能を備えた福祉用具が必要とされる場合には、これを排除するものではない。

③ 一般原則(第3条)

- 固有の尊厳、個人の自立(自ら選択する自由を含む)および人の自立の尊重
- 非差別
- 社会への完全且つ効果的な参加およびインクルージョン
- 差異の尊重、並びに人間の多様性の一環および人類の一員としての障害のある人の受容
- アクセシビリティ
- 機会の平等

- 男女の平等
- 障害のある子どもの発達しつつある能力の尊重、および障害のある子どもがそのアイデンティティを保持する権利の尊重

④その他

条約では第4条において締約国が講ずべき一般的義務を規定し、第50条に渡り講ずべき具体的措置やモニタリング機関の設置・国連への履行状況の報告などを規定している。

なお、2022年8月に実施された国連障害者権利委員会による対日審査において、日本政府に対して次のような勧告が示された。

- 代行決定制度を廃止して障害者の法の下での平等を確保し、支援型意思決定制度を構築すること。
- 障害者の強制入院による自由のはく奪を認めるすべての法的規定を廃止すること、および本人同意のない精神科治療を合法化するすべての法的条項を廃止すること。
- 障害者の施設修養を終わらせるための迅速な措置をとること、および障害者が、居住地、どこで誰と暮らすかを選択する機会を持ち、特定の生活形態で暮らすことを義務付けられないようにし、自分の生活に対して選択とコントロールを行使できるようにすること。
- 障害のある子どものインクルーシブ教育を受ける権利を認め、すべての障害のある生徒が、すべての教育レベルにおいて、合理的配慮と必要とする個別支援を受けられるように、質の高いインクルーシブ教育に関する国家行動計画を採択すること。
- パリ原則を完全に満たす国内人権期間を設定すること、およびその枠組みの下で障害者政策委員会の制度的基盤を強化すること。

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の概要

①法の目的

障害のある人に対する不当な差別的取り扱いと合理的配慮の不提供を「差別」と規定し、国の行政機関や地方公共団体・民間事業者等に差別の解消に向けた取り組みを求めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目指す。

②障害を理由とする差別とは

- 不当な差別的取り扱い：正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を課すような行為をいう。
 - 合理的配慮の不提供：障害のある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、過重な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められる。こうした配慮を行わないことで、障害のある人の権利利益が侵害される場合も差別とされる。
- ※社会的障壁とは：障害のある人にとって日常生活や社会生活をおくる上で障壁となるようなものをいう。通行しにくい施設などの物、利用しにくい制度、障害のある人の存在を意識していない慣習や文化、障害のある人への偏見などの観念などがそれに当たる。

③法的義務

- 令和3年に成立した改正障害者差別解消法に基づき、国・地方公共団体等および民間事業者は、不当な差別的取り扱いの禁止および合理的配慮の提供が法的義務とされた。
- ※個人的な関係や思想・言論などは法の対象とはならない。また、雇用分野の問題は「改正障害者雇用促進法」の対象となり、民間事業者であっても法的義務とされている。

④相談支援体制における法と条例との関係

法では、相談支援や紛争解決について、既存の相談機関を充実・活用することとされているが、県条例には法では規定されていない「訴訟の援助」等の規定があり、既に17年におよぶ相談活動の実績もあることから、千葉県では条例を法の上乗せ機能として一体的に運用することとした。具体的には次のように対応される。

- 法に基づく相談機関は、行政の場合は障害福祉所管課(または総務課、人事課など)、民間事業者の場合は本部総務課に設置されている場合が多い。障害者差別は虐待とも密接に関係しており、両者を区別することが難しい事案もあることから、行政におけるこれらの相談は一体的に対応することが望まれる。
- 差別に関する第一義的な相談窓口は市町村とし、条例に基づく地域相談員や広域専門指導員は市町村の主体的な調整活動に協力する。
- 市町村による主体的な調整活動で解決が困難な事案や、複数の市町村にまたがる事案の場合は条例に基づく調整活動につなげる。
- 相談者本人の希望で、条例に基づく相談窓口にも直接相談することもできる。

⑤障害者差別解消支援地域協議会について

身近な地域において地域協議会が組織され、関係する機関などのネットワークが構成されることによって、地域の実情に応じた差別解消のための主体的な取り組みを行うことができる。千葉県では、障害のある人の相談に関する調整委員会と障害者差別解消支援地域協議会を一体的に運用することによって、より効果的な取り組みを行うこととした。

なお、千葉県の障害者条例では、当事者間の話し合いで解決できない場合、知事に対して助言・斡旋の申立てができるほか、訴訟の支援も受けられるとされている。

(3)障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)の概要

①障害者虐待に該当するもの

- 養護者による障害者虐待
- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- 使用者による障害者虐待
- ※ 学校・保育所・医療機関については対象外。

②虐待の類型

- 身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、もしくは生じる恐れのある暴行を加え、または正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- 心理的虐待：障害者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

※ 施設と使用者に対しては「不当な差別的言動」が付加。

- 性的虐待：障害者に猥褻な行為をすること、または障害者をして猥褻な行為をさせること。
- 放棄・放置(ネグレクト)：障害者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、養護者以外の同居人(施設の場合は「他の従事者および利用者」、使用者の場合は同僚)による身体的・心理的虐待と同様の行為の放置等、養護(施設の場合は「障害者を養護すべき職務上の義務」)を著しく怠ること(使用者の場合は「これに順ずる行為を行うこと」)。

※ 施設内や職場内におけるいじめ防止措置も求められる。

- 経済的虐待：障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

③国民等の義務